

西三河都市計画地区計画の決定 (安城市決定)

都市計画北山崎地区工業団地地区計画を次のように決定する。

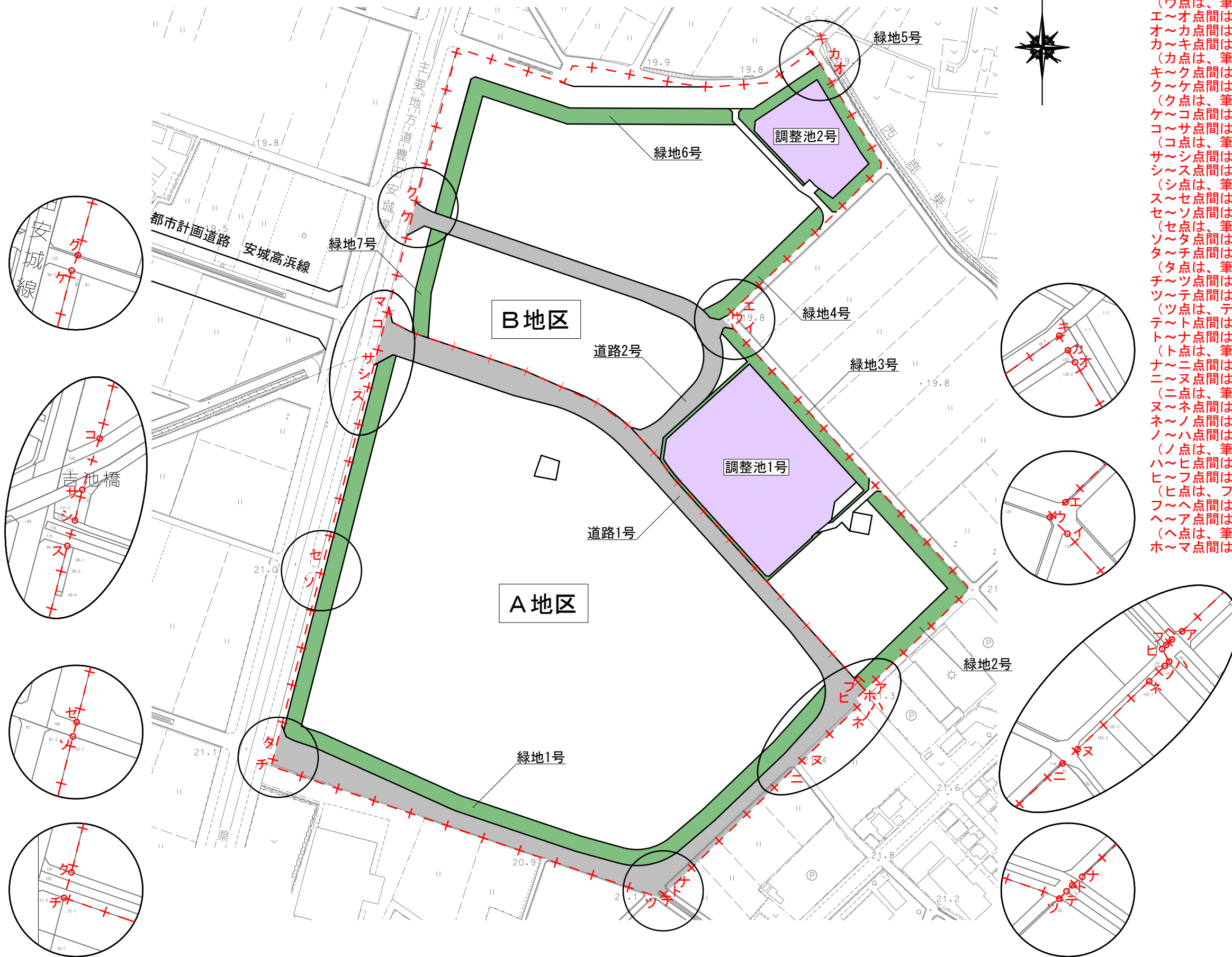
名 称		北山崎地区工業団地地区計画				
位 置		安城市北山崎町築地、北山崎町西山、尾崎町蔵地の各一部				
面 積		約14.5ha				
地区計画の目標		本地区は、(都)安城新田線と(都)安城高浜線の結節点となる地域であることや、国道1号、県道名古屋岡崎線へのアクセスが良好な交通利便性の高い地区であることを活かし、優良な工業団地としての基盤施設を構築するとともに、地区周辺の環境と調和を図りつつ、機能的で活力ある産業空間の形成を図ることを目標とする。				
区域の整備・開発及び保全の方針	土地利用の方針	優良な工業団地として、周辺環境との調和に留意しつつ、交通利便性を生かした合理的な土地利用を図る。				
	地区施設の整備の方針	優良な工業団地を形成するため、効率的な土地利用に配慮した道路を配置し、幹線道路への交通の円滑な処理を図る。また、周辺の生活環境を維持保全するため、周囲に緑地及び調整池を配置する。				
	建築物等の整備の方針	優良な工業団地を形成するため、建築物等の用途の制限、建築物の容積率の最高限度、建築物の建蔽率の最高限度、建築物の敷地面積の最低限度、壁面の位置の制限、垣又はさくの構造の制限を定める。				
	その他当該地区の整備・開発及び保全に関する方針	敷地周辺部の緑化に努め、快適でゆとりのある工業団地の形成及び周辺環境との調和を図る。				
地区整備計画	地区施設の配置及び規模	道路	名 称	幅 員	延 長	配 置
			道路1号	約10m～ 約17m	約790m	計画図表示 のとおり
			道路2号	約10m	約290m	
		緑地	名 称	幅 員	面 積	配 置
			緑地1号	約10m	約0.6ha	計画図表示 のとおり。 ただし、乗 入れ口及び 管理用通路 等計画上や むを得ない 部分を伐採 することが できる。
			緑地2号	約10m	約0.2ha	
			緑地3号	約1.5m～ 約5m	約0.1ha	
			緑地4号	約10m	約0.1ha	
			緑地5号	約1.5m～ 約5m	約0.1ha	計画図表示 のとおり
			緑地6号	約10m	約0.2ha	
		緑地7号	約10m	約0.1ha		
		公共空地	名 称	面 積		配 置
			調整池1号	約0.8ha		計画図表示 のとおり
調整池2号	約0.3ha					

地区整備計画	地区の区分	名称	A地区	B地区
		面積	約7.9ha	約6.6ha
	建築物等の用途の制限	次に掲げる建築物以外の建築物は、建築してはならない。 (1) 製造業（日本標準産業分類に掲げる大分類E）に属する工場施設又はそれに関する研究開発施設。ただし、次に掲げるものを除く。 ア 火薬類取締法（昭和25年法律第149号）の火薬類（玩具煙火を除く。）の製造又は消防法（昭和23年法律第186号）第2条第7項に規定する危険物の製造を営む工場 イ 産業廃棄物（廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第2条第4項に規定するもの）の収集、運搬又は処分の用に供するもの (2) 前号の建築物に附属し、用途上不可分のもの (3) 排水管理上必要な施設		
		建築物の容積率の最高限度	20/10	
	建築物の建蔽率の最高限度	6/10		
	建築物の敷地面積の最低限度	9,000㎡（排水管理上必要な施設を除く。）	3,000㎡（排水管理上必要な施設を除く。）	
	壁面の位置の制限	建築物の外壁又はこれらに代わる柱の面から、道路境界線までの距離は10.0m以上、道路境界線以外の敷地境界線までの距離は5.0m以上でなければならない。ただし、道路境界線から10.0m未満及び道路境界線以外の敷地境界線から5.0m未満の距離にある建築物又は建築物の部分であって、次の各号のいずれにも該当するものに係るものを除く。 (1) 用途が、守衛所、自転車置場その他これらに類するものであること。 (2) 軒の高さが、3.0m以下であること。 (3) 床面積が15㎡以内であること。		建築物の外壁又はこれらに代わる柱の面から、道路境界線までの距離は5.0m以上、道路境界線以外の敷地境界線までの距離は、4.0m以上でなければならない。ただし、道路境界線から5.0m未満及び道路境界線以外の敷地境界線から4.0m未満の距離にある建築物又は建築物の部分であって、次の各号のいずれにも該当するものに係るものを除く。 (1) 用途が、守衛所、自転車置場その他これらに類するものであること。 (2) 軒の高さが、3.0m以下であること。 (3) 床面積が15㎡以内であること。
		垣又はさくの構造の制限	道路境界線から10.0m未満及び道路境界線以外の敷地境界線から5.0m未満の距離に存する垣又はさくは、生垣又は透視性のあるフェンス等（基礎を有する場合にあっては、敷地地盤面からの高さが0.5mまでの基礎に限る。）としなければならない。	道路境界線から5.0m未満及び道路境界線以外の敷地境界線から4.0m未満の距離に存する垣又はさくは、生垣又は透視性のあるフェンス等（基礎を有する場合にあっては、敷地地盤面からの高さが0.5mまでの基礎に限る。）としなければならない。
	土地利用に関する事項	地区施設の緑地は、その用途以外に利用してはならない。また、地区施設の緑地の樹木は、保全に努め、伐採してはならない。ただし、次に掲げる行為は、この限りではない。 1 非常災害のため必要な措置として行う行為 2 除伐、間伐、整枝等樹木の保育のために通常行われる樹木の伐採 3 枯損した樹木又は危険な樹木の伐採 4 仮植した樹木の伐採 5 測量、実施調査又は施設の保守の支障となる樹木の伐採 6 緑地1号から4号は乗入れ口及び管理用通路等計画上やむを得ない部分を伐採することができ、乗入れ幅は一箇所につき12.0m以下とする 7 その他、市長が認める行為		

「区域、地区の区分及び地区施設の配置は、計画図表示のとおり」

西三河都市計画北山崎地区工業団地地区計画
計画図

S=1:2500 (A3印刷時)



ア～イ点間は、筆界とする。
 イ～ウ点間は、イ点とウ点を結ぶ直線とする。
 (イ点は、筆界の折れ点。ウ点は、筆界の折れ点。)
 ウ～エ点間は、ウ点とエ点を結ぶ直線とする。
 (ウ点は、筆界の折れ点。エ点は、筆界の折れ点。)
 エ～オ点間は、筆界とする。
 オ～カ点間は、筆界とする。
 カ～キ点間は、オ～カの延長線とする。
 (カ点は、筆界点。キ点は、オ～カの延長線と筆界の交点。)
 キ～ク点間は、筆界とする。
 ク～ケ点間は、ク点とケ点を結ぶ直線とする。
 (ク点は、筆界点。ケ点は、筆界点。)
 ケ～コ点間は、筆界とする。
 コ～サ点間は、コ点とサ点を結ぶ直線とする。
 (コ点は、筆界点。サ点は、筆界点。)
 サ～シ点間は、筆界とする。
 シ～ス点間は、シ点とス点を結ぶ直線とする。
 (シ点は、筆界点。ス点は、筆界点。)
 ス～セ点間は、筆界とする。
 セ～ソ点間は、セ点とソ点を結ぶ直線とする。
 (セ点は、筆界点。ソ点は、筆界点。)
 ソ～タ点間は、筆界とする。
 タ～チ点間は、タ点とチ点を結ぶ直線とする。
 (タ点は、筆界点。チ点は、筆界点。)
 チ～ツ点間は、筆界とする。
 ツ～テ点間は、テ～トの延長線とする。
 (ツ点は、テ～トの延長線と筆界の交点。テ点は、筆界の折れ点。)
 テ～ト点間は、筆界とする。
 ト～ナ点間は、ト点とナ点を結ぶ直線とする。
 (ト点は、筆界の折れ点。ナ点は、筆界点。)
 ナ～ニ点間は、筆界とする。
 ニ～ヌ点間は、ニ点とヌ点を結ぶ直線とする。
 (ニ点は、筆界点。ヌ点は、筆界点。)
 ニ～ネ点間は、筆界とする。
 ネ～ノ点間は、筆界とする。
 ノ～ハ点間は、ネ～ノの延長線とする。
 (ノ点は、筆界点。ハ点は、ネ～ノの延長線と筆界の交点。)
 ハ～ヒ点間は、筆界とする。
 ヒ～フ点間は、フ～ヘの延長線とする。
 (ヒ点は、フ～ヘの延長線と筆界の交点。フ点は、筆界の折れ点。)
 フ～ヘ点間は、筆界とする。
 ヘ～ア点間は、ヘ点とア点を結ぶ直線とする。
 (ヘ点は、筆界の折れ点。ア点は、筆界の折れ点。)
 ホ～マ点間は、道路1号の道路端とする。

区域界凡例	
+ - + -	その他の場合

凡例	
	地区計画区域 地区整備計画区域
	地区施設(道路)
	地区施設(緑地)
	地区施設(公共空地)

